

## 福祉文教常任委員会審査報告書

平成 29 年 3 月 23 日

飯綱町議会議長 寺島 渉 殿

福祉文教常任委員会委員長 黒柳 博子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 2 号	飯綱町ワークセンター条例	可決
議案第 8 号	飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例	可決
議案第 9 号	飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決
議案第 10 号	飯綱町保育所条例の一部を改正する条例	可決
議案第 11 号	飯綱町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第 20 号	平成 29 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決
議案第 21 号	平成 29 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第 22 号	平成 29 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決
議案第 28 号	平成 29 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決
議案第 29 号	平成 29 年度飯綱町病院事業会計予算	可決

事件番号	件名	審査の結果
請願第1号	廃棄物最終処分場建設計画に反対する請願	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

### ○議案第2号 飯綱町ワークセンター条例

(赤文字のみを報告)

質疑①：対象者は飯綱町全体となるとここに来る足はどうするのか。

回答①：それぞれ個人対応になる。

質疑②：利用者はどれくらいを想定しているのか。

回答②：まだ確定していない。

質疑③：利用者が増加した場合や駐車場は大丈夫か。

回答③：パソコンの設置台数が10台であることから、パソコンを利用した仕事は最大10人となる。一時的に大勢の人が集まる想定はしていない。

質疑④：保育のスペースを設け、資格のある人が対応することから利用料金が1日100円ということか。

回答④：そのとおり。

質疑⑤：条例の提案説明の際、ふるさと振興公社の仕事の話も出たがそれはここではやらないということか。

回答⑤：そのとおり。

質疑⑥：子育て支援センターが整備された場合、ゆくゆくはそこにこの機能が入っていくということか。

回答⑥：子育て支援センターの機能の検討はこれからである。

質疑⑦：保育スペースの利用にあたって、保育園の一時預かりがだめな場合はここで預かってもらうということか。

回答⑦：あくまでワークセンターを利用する場合のみである。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 8 号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 9 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 10 号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例

質疑①：定員の改定は実数にするということだが、このままではいけない理由はあるのか。

回答①：管外の幼児を町が受託する場合、その負担金は町の保育料徴収表から算出するのではなく、国が定めた 10 人毎の保育単価で算出するので、定員が少ないと保育単価が上昇する。管外の自治体から現状にあった保育料を徴収するため、条例改正を行う。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 11 号 飯綱町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：貸付金額を変える理由はなにか。

回答①：現在の貸付額では少ないという利用者の要望があり、大学等の授業料や近隣市町村の貸付額を参考に、保護者の経済的負担をさらに軽減させるためである。

質疑②：現在の奨学金の貸出状況は。

回答②：4名に貸付を行っており、内訳は高校生が1名、大学生が3名である。また、奨学金貸付制度の問い合わせは、今10名程度の方からある。

質疑③：問い合わせが10名程度に対し、現在4名の貸付ということは貸付金額が少ないことが主な理由か。

回答③：大きく分けると2つあり、一つは貸付金額、もう一つは専門学校など対象学校の範囲である。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第20号 平成29年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

質疑①：国保税で県の滞納整理機構へ移管しているものはあるのか？その該当件数は何件か？

回答①：平成28年度分で5人該当があり、うち2件は完納している。

質疑②：平成30年度からの国保の県広域化に伴い国保税が上がる心配もあるが、合併してから現在まで合併のメリットとして税率を維持してきている。税率を上げなくても継続している要因は何か？

回答②：当初から適正な保険税を頂いていたのが要因と思われる。健康推進と併せて予防に努め、給付の伸びを抑えているのも一因と思われる。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第21号 平成29年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

質疑①：平成29年度から軽減特例がなくなるが、飯綱町への影響はどの程度あるか。

回答①：平成29年度から平成31年度にかけて徐々に軽減の見直しが行われる。現在の制度だと後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった被保険者は均等割が9割軽減となっているが、平成29年度から所得金額に応じて9割軽減、8.5割軽減7割軽減となる。まだ平成28年の所得が確定していないので平成29年度の試算は出来ないが、平成28年度と同程度と仮定して算出すると、飯綱町の被保険者約2,200人のうち300人程度に影響があると思われる。また、一定の金額以下の被保険者については所得割が5割軽減さ

れるがこれが 2 割軽減となる。先程と同じように仮定して算出すると、300 人程度に影響があるものと思われる。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

## ○議案第 22 号 平成 29 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

(赤文字のみを報告)

質疑①：包括支援センター職員の配置はどうなっているか。

回答①：課長が管理者、保健師が 2 人、社会福祉士が 2 人、介護支援専門員が 1 人で、計 5 人である。

質疑②：そのスタッフで大丈夫か。

回答②：総合事業でケアマネジメントの仕方が利用者の状態により多様になり、簡易なマネジメントの方もいるので、簡便になる場合もあるが、総合相談支援では確かに対応に時間がとられる人もいる。何とか回していきたい。

質疑③：「生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業」とは何か。

回答③：第 1 層、第 2 層の生活支援コーディネーター設置費が殆どを占める。第 1 層（中学校区の範囲）、第 2 層（小学校区の範囲）それぞれ 1 人ずつ計 2 人を配置して地域の体制整備の業務委託となる。第 1 層コーディネーター分 650 万、新年度コーディネーター分 250 万、生涯活躍のまち事業（推進交付金）からの繰り出しもある。

質疑④：この事業への補助は何年もあるのか。

回答④：今のところ何年とは期限がない。

質疑⑤：「地域ケア会議推進事業費」において、地域ケア会議とは誰が参加するのか。

回答⑤：医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、ケアマネージャーなどである。

質疑⑥：誰に払うのか。講師謝金と謝金の違いは。

回答⑥：講師謝金は、上田市の認知症介護の専門の講師代、謝金は助言をもらう医師等への支払いである。

質疑⑦：介護保険の給付項目がとても細かく分かれているが、なぜか。分ければ分けるほど無駄が出るのではないか。

回答⑦：居宅だったり、施設だったり、施設の中でも地域密着型、グループホーム、小規模多機能、療養型施設、特養など様々なメニューが発生し、予算分けせざるを得ない。

質疑⑧：委託費というのが大変多いが、どのくらいになるのか。

回答⑧：介護保険では、社協に委託するというのが殆ど。委託費総額は計算していない。

質疑⑨：委託費というのを足し上げれば総額ということか。

回答⑨：そうである。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 28 号 平成 29 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：訪問看護や居宅介護支援の利用者数はどのくらいか。

回答①：介護保険での訪問看護の利用者は月に 32 名、居宅は月に 25 名。医療保険での利用者は月に 31 名（前年度と同様）である。

質疑②：介護保険と医療保険でだぶって訪問することはあるのか。

回答②：だぶって訪問することはない。医療保険で訪問していて、途中介護保険を申請された方は、介護保険が優先のため切り替わるが、難病や人工呼吸器使用等の方は、医療保険のままである。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 29 号 平成 29 年度飯綱町病院事業会計予算

（赤文字のみを報告）

質疑①：看護師の年収、月収は県内で比べて高いか低い。

回答①：標準的である。

質疑②：建物の償却の一番のピークは。

回答②：建物等の固定資産は定額法により償却している。病院増築時の建物附属設備分の償却が平成 28 年度で終了した。設備分の終了に伴い、平成 29 年度の減価償却費は 1 億 5,800 万円程となった。建物は平成 12 年度から 39 年償却である。

質疑③：減価償却はまた増えてくるだろうが、病院の経営をよくするためには本業の医療を頑張らなければならない。現在病院の利用率はどのくらいか。

回答③：病床利用率は 70%以上を確保している。病床利用率は、今後の交付税にも影響するためこれを下回らないよう努力している。

質疑④：建設改良費の中の医療器械については、導入するメーカーは決められたものがあってそれ以外導入できないのか。また、医師が変わることによってその機器が使用できない等あるか。

回答④：医師の使用しやすいもの、また今ある他の機器と互換性のあるものを機種

選定して導入している。機種選定は機種選定委員会（複数の医師含む）により検討しているため、医師が変わることにより使用できなくなることはない。

質疑⑤：町からの補助金が増えているが、新しい機器を購入するためか。

回答⑤：平成 29 年度の繰入金の積算内訳は、平成 27 年度から平成 28 年度に購入した医療器械等の起債償還が始まるため増額となっている。高額器械の更新は一段落したため、平成 29 年度以降は高額な医療器械の更新予定はしばらくない予定である。繰入基準額は平成 31 年度にピークを迎え、その後徐々に減少となる見込み。

質疑⑥：医師を確保するためのマネジメントプランのようなものはないのか。また、当町が若い医師を招聘するにあたりマイナスとなっている要因は何か。

回答⑥：マネジメントプランはないが、県の医師確保対策室及び長野県国保連合会には医師紹介センターがあり医師の紹介等を行っている。紹介業者からの紹介により病院見学に来た医師もいるが、諸条件が合わず入職まで結びついていない。

若い医師は研修目的や症例数の多い大病院を選択する傾向にある。

質疑⑦：町財政 70 億の財政をひっ迫する要因の一つとして、公営企業への負担金補助金がある。町から病院に繰り入れをしているが、公立病院であっても自立できるようにしていかなければならない。その方策は。

回答⑦：合併当初 9,000 万円程であった現預金が、10 年経過して 3 億円超まで増やすことができた。毎年増収を目指しており、その方策の一つとして、受診しやすい病院を考えている。患者さんの利便性を高めるため、駐車場の整備もそのひとつである。

駐車場工事の概要については、4 月中に 5 棟の医師住宅の解体が終了し、5 月入札、概ね 6 月には着工予定である。平成 29 年度中に上段 100 台・下段 30 台程の駐車場となる見込み。

質疑⑧：地域医療構想に関連して、京都府舞鶴市の例にみるように公立、公的等各種病院ごとに専門性を持たせたらどうか。

回答⑧：地域医療構想策定後は、平成 29 年度に県が調整会議を行う予定である。構想内容を踏まえて、近隣の長野市民病院や信越病院等と協議を行う中で、それぞれの役割を担っていくことになるものと予想される。

質疑⑨：医師、看護師の平均年齢は。

回答⑨：予算書の P439 にあるとおり、医師 52.0 歳、看護師 45.4 歳、医療技術職 42.6 歳、行政職 42.9 歳である。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第 1 号 廃棄物最終処分場建設計画に反対する請願

説明：廃棄物処理施設建設反対飯綱町芋川区・中野市豊田地域連絡協議会 会長代  
行の瀧澤一夫氏より説明を受ける。

質疑①：埋立て後に事業者が倒産となった場合の将来的な保証どうなるのか。

回答①：将来的な保証はないと思われる。今後事業者による説明があるので確認し  
てみる。

質疑②：埋立て完了後は建物の中で野菜作りやバイオマス事業を行うようであるが  
同じ事業者が行うのか。

回答②：不明である。

質疑③：基準値の 8,000Bq/kg以下の放射性物質廃棄物が持ち込まれてしまう可能性  
はあるのか。

回答③：事業者へ確認したところ 100Bq/kg程度の物を持ち込むようであるが実際のと  
ころはわからない。

質疑④：一般廃棄物が 70%、産業廃棄物が 30%を埋め立てるようであるが、一般廃  
棄物は各市町村が管理し処理する義務があるがどこから持ってくるのか。

回答④：不明である。

質疑⑤：廃棄物処理施設を設置させないということだが、県知事は条例に従い問題  
なければ許可してしまう可能性はある。中野市と飯綱町が協力しながら、県  
知事に許可させないよう説得できる行動をお願いしたい。

回答⑤：中野市と飯綱町の関係役員で平成 21 年の県廃棄物条例改正の審議時に条例  
施行を行わないよう県議会議長あてに陳情した経過がある。また、平成 28 年  
2 月には県知事、県議会議長あてに現事業予定者の廃棄物処理施設建設を反対  
する要望書を提出している。

質疑⑥：県条例の改正により、首長の（計画に）不同意だけでは、不許可にならな  
い。反対を明確にして行くには中野市でも専門家をお願いして理論的に進め  
て行く必要がある。

回答⑥：中野市は専門家には依頼していないが、市の協力体制が良くなってきてい  
る。

質疑⑦：反対活動については記者会見を実施していくべきであるがどうか。

回答⑦：記者会見は行っていない。今後考えていきたい。

質疑⑧：水の汚染の問題と風評被害・イメージダウンの問題の 2 本立てで、県が水  
を守るべきであると、県知事に詰め寄っていくべきである。

回答⑧：署名活動後の要請行動において考えたい。

質疑⑨：他の会との連動はしているのか。

回答⑨：宮田村の「宮田の環境を守る会」と意見交換を行っている。一緒に活動す  
る話になっている。

反対討論：なし

賛成討論：計画があるだけで、長野県のイメージダウンになり、風評被害にも繋が

り、生活の安心安全が守られなくなるので、建設計画に反対する請願に賛成する。

採決の結果：全員賛成で採択とした。